

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
1	あいりん総合センター運営に伴う補償説明業務	支出負担行為担当代理大阪労働局総務部会計課長 岡本 純一 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.5.7	(株)タカダ 大阪市北区梅田1-2-2-1200	7120901001235	別紙3参照	2,194,700	1,728,000	78.7%	-	-	-	-	
2	大阪労働局における業務用贈用紙の作成	支出負担行為担当代理大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.5.31	東洋印刷(株) 京都府京都市中京区壬生松町20番地	3130001021789	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,222,581	969,337	79.3%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	あいりん総合センター建替えに伴う補償説明業務
随意契約によることとした理由	<p>今回の補償説明は、平成29年度に算定した移転補償費用を各店舗主に説明するものであるが、当該算定業者は既に現地踏査を終えており、補償説明に係る現地踏査を再度行う必要がないこと、また店舗設置状況や経営状況、算定にあたり複数回関係者から事情聴取を行い、算定内容も当然熟知していることから、今回の補償説明を他の業者に履行させることは不利であると認められる。このため、平成29年度に移転補償費用を算定した株式会社タカダと契約を締結するものである。</p> <p>よって、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	